



2026年1月14日

各 位

会 社 名 ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 佐 藤 恒 治  
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)  
問い合わせ先 資本関連事業部長 森山 由 英  
( T E L . 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1 )

## 自己株式の公開買付けの条件等変更及び自己株式取得に係る事項の変更等に関するお知らせ

当社は、2025年6月3日付の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面（電磁的記録を含みます。以下同じです。）決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）を行う予定であることを決議しておりましたが、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,691円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には2,691円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円）に変更すること及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円（上限）と変更することを決議いたしました。

これに伴い、2025年6月3日付「自己株式の公開買付けの予定及び自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式の消却に関するお知らせ」の内容を、下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

### I. 自己株式の公開買付けの予定

#### 1. 買付け等の目的

(変更前)

<前略>

また、当社は、本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客觀性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、豊田自動織機が保有する当社普通株式について、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が一定の上限金額を上回る場合には、当該上限金額。）で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、2025年5月23日に、トヨタ不動産を通じて、豊田自動織機に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、参考事例（「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」において定義します。）77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例66件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度（10%を含みます。）が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日から遡る過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間よりも短期間である、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額とすることが合理的であると考え、決定いたしました。

<中略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、上記書面決議により、当社関与取引の一環として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が2,691円を上回る場合には2,691円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、及び当社取締役会決議に代わる書面決議日（2025年6月3日）の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が2,691円であったことから、当該価格を本自己株公開買付価格の上限とすること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、豊田自動織機がトヨタ不動産との間で応募する旨の合意をした株式数である1,192,330,920株（所有割合：9.15%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付

予定数に1単元（100株）を加算した1,192,331,020株（所有割合：9.15%）を上限とすることを決定いたしました。なお、トヨタ不動産からは、本自己株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数が買付予定数を超える場合により、豊田自動織機において想定以上の当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法等は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。

<中略>

本自己株公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、2025年3月期決算短信に記載された2025年3月31日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物。以下、手元流動性の計算において同じとします。）は8,982,404百万円（手元流動性比率は2.2ヶ月）（注4）であり、本自己株公開買付けの買付け等に要する資金（3,208,581百万円）に充当した後も、手元流動性は5,773,823百万円（手元流動性比率は1.4ヶ月）（注5）になると見込まれ、当社の手元流動性は十分に確保できることから、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

（注4）2025年3月期決算短信に記載された2025年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、2025年3月期決算短信から計算される月商（通期連結営業収益を12ヶ月で除した数をいいます。以下同じです。）により除した値（小数点以下第二位を四捨五入。）です。

（注5）2025年3月期決算短信に記載された2025年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性から本自己株公開買付けにおいて買付け等に要する資金を減じた値を、2025年3月期決算短信から計算される月商により除した値（小数点以下第二位を四捨五入。）です。

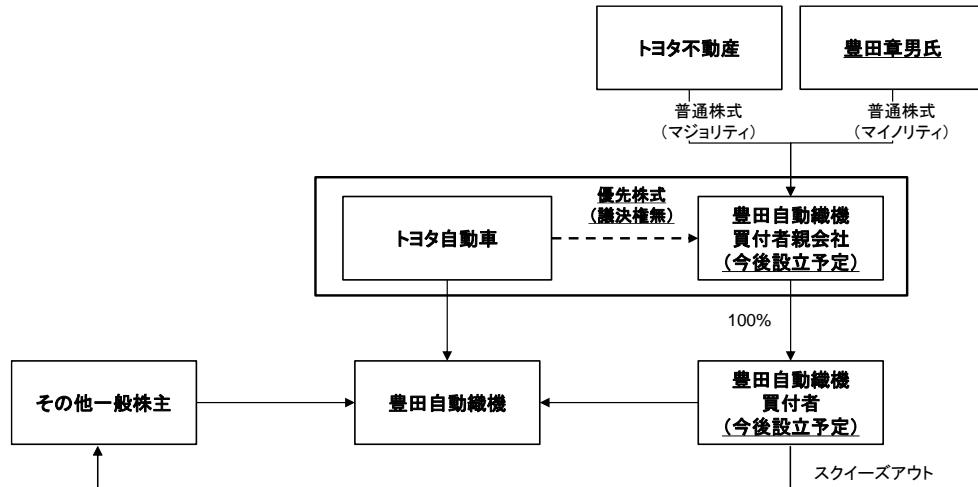
<中略>

なお、全体スキームの中で当社が関与する取引は、①本出資（無議決権優先株式7,060億円、優先配当率年率8.6%（複利））、②本自己株公開買付け、及び③当社所有豊田自動織機株券等を豊田自動織機公開買付けに応募せず、豊田自動織機自己株式取得に応じて売却する取引となります。①は、物流ソリューション事業をはじめとする非自動車領域の成長分野を持つ豊田自動織機の非公開化をサポートするために当社に蓄積してきた潤沢なキャッシュを投下するものであり、長期目線で豊田自動織機の競争力強化、価値向上を支えることでトヨタグループ全体の企業価値向上にもつながるものと考えております。その結果、当社として、事業面でのリターンと、出資形態を優先株式とすることによる経済面でのリターンを確保できるものと考えております。また、②は、本取引全体を検討する中で、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却が必要となる可能性を、当社より豊田自動織機に連絡いたしました。その後、豊田自動織機より当社普通株式の売却を含めた本取引全体に関して、前向きに検討する旨の回答があったことから、更に検討を進め、一般株主への影響を最小限に抑える観点から選択されたものであり、現時点では公開買付価格は未定ですが、価格算定式の採用とディスカウント率の設定により当社株主への配慮も十分になされていると考えております。また、③は、トヨタグループ各社の持合い解消の推進という意味合いに加えて、豊田自動織機自己株式取得の取得価格として、当社にみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、仮に当社が豊田自動織機公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と豊田自動織機自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等となる金額が設定されていることから、当社所有豊田自動織機株券等について豊田自動織機公開買付けに応募した場合と実質的に同等の経済的利益が得られるものと考えております。

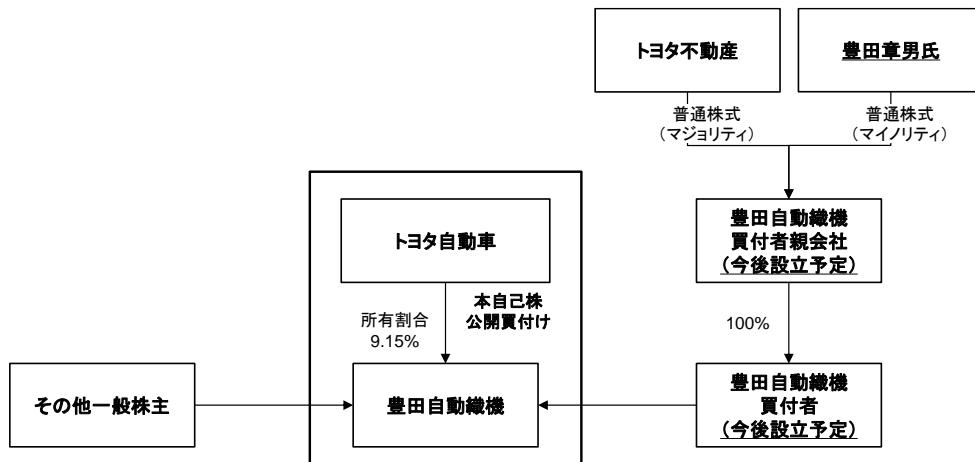
<中略>

ご参考までに、各当社関与取引の概念図を以下に示しております。

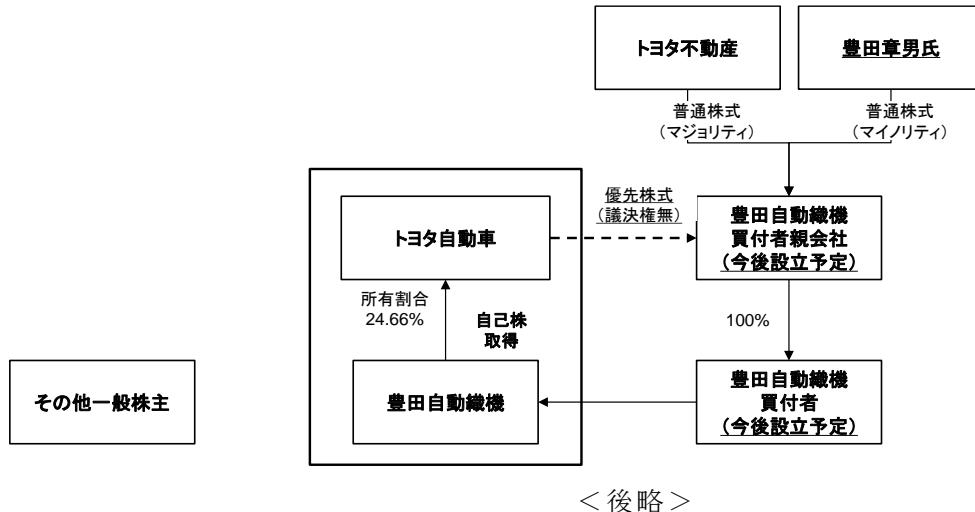
取引①（2026年1月中旬（予定））



取引②（2026年1月中旬（予定））



取引③（未定）



(変更後)

<前略>

また、当社は、本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客觀性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、豊田自動織機が保有する当社普通株式について、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が一定の上限金額を上回る場合には、当該上限金額。）で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、2025年5月23日に、トヨタ不動産を通じて、豊田自動織機に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、参考事例（「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」において定義します。）77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例66件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度（10%を含みます。）が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。なお、当社は、本自己株公開買付けの上限価格の変更に係る意思決定に際して、ディスカウント率についても改めて検討を行い、参考事例（2026年1月時点）（「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」において定義します。）89件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例78件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度（10%を含みます。）が64件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日から遡る過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間よりも短期間である、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額とすることが合理的であると考え、決定いたしました。

<中略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、上記書面決議により、当社関与取引の一環として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が2,691円を上回る場合

には2,691円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、及び当社取締役会決議に代わる書面決議日（2025年6月3日）の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が2,691円であったことから、当該価格を本自己株公開買付価格の上限とすること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、豊田自動織機がトヨタ不動産との間で応募する旨の合意をした株式数である1,192,330,920株（所有割合：9.15%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した1,192,331,020株（所有割合：9.15%）を上限とすることを決定いたしました。なお、トヨタ不動産からは、本自己株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数が買付予定数を超える場合により、豊田自動織機において想定以上の当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法等は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。

その後、当社は、2025年12月18日付でトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付けを最短日程では2026年1月15日に開始すること及び近時の当社の株価の上昇を踏まえ、本自己株公開買付けの上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始に係る最短日程での公表予定日の前日である2026年1月13日の終値に変更することを検討してもらいたい、との要請を受けました。また、2025年12月23日には豊田自動織機より、近時の当社の株価の上昇を踏まえた本自己株公開買付価格の再検討の申し入れを受けました。当社は両社からの申し入れに関して慎重に検討を行った結果、2025年12月29日付の書面で両社に対して、①豊田自動織機公開買付け及び一連の取引を実現させることは、トヨタグループ全体にとって極めて重要であるが、②現在の豊田自動織機公開買付けの公開買付価格では成立の可能性は必ずしも高いとはいえないことを踏まえ、③豊田自動織機公開買付けの成立可能性を高め、一連の取引を実現するために必要な対応を講じて頂きたく、④豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の見直しを含む対応を行い、一連の取引の実現可能性が高まると合理的に判断できる場合には、本自己株公開買付けの上限価格の変更に関して前向きに検討すると回答いたしました。その後、当社は、2026年1月8日付でトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付け及び一連の取引の成立確度を高めるべく、豊田自動織機公開買付けの公開買付価格を引き上げて交渉を行っている状況であり、本自己株公開買付けの上限価格の変更を応諾してもらいたい旨の要請を受けました。これを受け、当社は、本諮問委員会の意見も踏まえ、トヨタ不動産が豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の見直しを含む対応を現実に行っており、一連の取引の実現可能性を高めるために本自己株公開買付けの上限価格の変更を行うことは合理的であると考え、2026年1月9日付で、当社の取締役会において必要な決議を行うことを前提に、本自己株公開買付けの上限価格の変更を応諾する旨を回答いたしました。

また、当社は、別途、トヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の引き上げに伴い、資金調達額の拡大が必要であるため、本出資の総額を増額してもらいたい旨の要請を受け、本諮問委員会の意見も踏まえてトヨタ不動産との間で協議・交渉を行った結果、本出資の総額を現在の予定額である7,060億円から最大で8,000億円に増額することを合意しました。

当社は、2025年6月3日の取締役会決議に代わる書面決議において、本自己株公開買付けに関する取締役会決議前に、本諮問委員会に対して、本諮問委員会が2025年6月3日付で当社取締役会に提出した答申書（以下「2025年6月3日付答申書」といいます。）により当社の取締役会に対して行った答申内容に変更がないか否かを確認すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本自己株

公開買付けが開始される時点で、改めて本自己株公開買付けに関する取締役会決議を行うことを併せて決定しております。上記を踏まえ、本自己株公開買付けの上限価格の変更等に係る意思決定に際して、本諮問委員会から、2025年6月3日付答申書の意見に変更はない旨の追加答申書を2026年1月14日付で取得しております。なお、当該追加答申の概要は以下のとおりです。

1. まず、豊田自動織機公開買付けに関連する一連の取引に関する2025年6月3日時点との主な変更点は以下の①～⑤である。

- ① 豊田自動織機買付者は、豊田自動織機公開買付けの公開買付価格（以下「豊田自動織機公開買付価格」という。）を16,300円から18,800円に引き上げた。
- ② 豊田自動織機買付者は、従前、豊田自動織機公開買付けに係る決済に要する資金の一部を株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行からの借入れ（以下「本LBOローン」という。）により賄うことを予定していたが、豊田自動織機公開買付価格の変更に伴い、本LBOローンの借入金額は増額されることとなった。
- ③ 豊田自動織機買付者は、残りの資金については、豊田自動織機買付者親会社からの普通株式出資により調達することを予定していたところ、本LBOローンの借入金額の増額に伴い、当該普通株式出資による調達金額も増額されることとなった。
- ④ 上記③の普通株式出資の増額の原資として、豊田自動織機買付者親会社は、トヨタ不動産を割当先とする1,765億円の普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（トヨタ不動産）」という。）及び当社を割当先とする7,060億円の優先株式（以下「本優先株式」という。）の第三者割当増資（本出資）を行う予定であったが、本普通株式出資（トヨタ不動産）の払込金額は2,000億円に、本出資の払込金額は8,000億円に変更されることとなった。
- ⑤ 2025年6月3日付答申書の時点では、本優先株式の譲渡には、取締役会による承認を要することが予定されていたが、その後、公開買付者親会社が取締役会非設置会社とされたことに伴い、譲渡承認機関は株主総会に変更された。

2. 次に、本自己株公開買付けに関する変更点は以下のとおりである。

本自己株公開買付けにおいては、本自己株公開買付価格に関する条件が以下のとおり変更されたこととなった。すなわち、本自己株公開買付価格は、「本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%のディスカウントを行った価格」とされており、この点に変更はない。他方で、2025年6月3日付答申書の時点では、本自己株公開買付価格について、「当社取締役会決議日（2025年6月3日）の前営業日である2025年6月2日の当社普通株式の終値2,691円を本自己株公開買付価格の上限とする」旨の上限が設定されていたところ、当該上限は、「本自己株公開買付けの実施予定に係る当社取締役会決議日（2026年1月14日）の前営業日である2026年1月13日の当社普通株式の終値3,641円を本自己株公開買付価格の上限とする」に変更された。

3. また、豊田自動織機自己株式取得に関する変更点は以下のとおりである。

上記1.のとおり、豊田自動織機買付者は豊田自動織機公開買付価格を16,300円から18,800円に引き上げたため、これに応じて豊田自動織機自己株式取得の取得価格は、13,416円から15,491円に変更されることになった。

以上を踏まえて本諮問委員会にて検討された追加意見の内容は以下のとおりである。

i . 質問事項①（当社関与取引の目的の合理性）について

当社関与取引を含む本取引の目的について、2025年6月3日時点から変更された点は認められないから、2025年6月3日付答申書の内容に変更はない。

ii . 質問事項②（当社関与取引における取引条件の妥当性について）

まず、2025年6月3日付答申書において詳述し、その概要を2025年6月3日付「自己株式の公開買付けの予定及び自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式の消却に関するお知らせ」においても記載しているとおり、当社は、本取引を通じて、豊田自動織機が短期的な業績悪化の懸念にとらわれず、長期的な視点でモノの移動に関するリーディングカンパニーとしての成長を実現していくことで豊田自動織機の企業価値向上ひいては当社グループ全体の価値向上に資するものであり、本取引を実現させることは当社グループ全体にとって極めて重要と捉えている。また、本取引は、当社グループ各社間の株式の持合いを大幅に解消することで、資本効率の改善に向けた取り組みを大きく前進させるものであって、これを通じて経営資源の最適配分が実現され、最終的には当社グループ全体の持続的な成長と長期的な企業価値の向上に資すると評価できるものである。

こうした状況下にあって、豊田自動織機公開買付価格の増額をはじめとする当社関与取引の取引条件の一部変更は、特定の当事者を利するものではなく、本取引の実現可能性を高めることを目的とするものであって、条件変更の目的自体には合理性が認められる。

(1) 本出資の条件の妥当性

①当社とトヨタ不動産との交渉は、実効性のある公正性担保措置がとられた上で、豊田氏が一切関与せずに行われたこと、②本優先株式の払込価格は、プルータス及びKPMGの株式価値算定結果のレンジの範囲内にあること、③再度、プルータスより追加取得されたフェアネス・オピニオンにおいては、本優先株式の払込価額は当社の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の意見が述べられていること、④本優先株式の優先配当率は、プルータス及びKPMGが算定した本優先株式に係る資本コストのレンジの範囲内にあること、⑤償還時期及びそれ以外の出資条件についても特段不合理な点は見当たらないこと、などを総合的に勘案すると、本優先株式の出資条件は、当社の犠牲の下、豊田氏やトヨタ不動産に対して不当に利益をもたらすものではなく、出資条件の妥当性は認められるといえる。

(2) 本自己株公開買付けの条件の妥当性

①基準の明確性及び客觀性を重視しつつ、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得する点に変更はないこと、②本自己株公開買付けの条件変更に関する当社と豊田自動織機との交渉は、豊田氏が一切関与せずに行われたこと、③2025年6月3日の時点から10%というディスカウント率に変更はないところ、これは直近3年の同種事例78件をみても、一般的かつ合理的な水準といえること、④買付価格の上限を変更する理由についても特段不合理な点は見当たらないこと、などを総合的に勘案すると、本自己株公開買付けの条件は、当社の犠牲の下、豊田氏又はトヨタ不動産に対して不当に利益をもたらすものではなく、条件の妥当性は認め

られる。

(3) 豊田自動織機自己株式取得の条件の妥当性

まず、変更後の豊田自動織機公開買付価格 18,800 円については、①経済産業省の 2019 年 6 月 28 日付「公正な M&A の在り方に関する指針」に準拠した公正性担保措置が講じられた上で、豊田氏が一切関与せずに行われたこと、②豊田自動織機とトヨタ不動産の間での豊田自動織機公開買付価格に関する交渉は 2025 年 12 月 17 日に豊田自動織機からトヨタ不動産に対して豊田自動織機公開買付価格の引き上げ要請が行われて以降、両当事者間で複数回にわたる価格交渉が行われた結果、最終的に豊田自動織機公開買付価格は 18,800 円とされたものである。次に、豊田自動織機公開買付価格が公正な価格と言えるか否かについては、①豊田自動織機とトヨタ不動産の間の交渉プロセスに不自然な点は認められないこと、②第三者算定機関による株式価値算定結果を見ても、豊田自動織機公開買付価格は、豊田自動織機買付者の第三者算定機関による豊田自動織機株式の株式価値算定結果のレンジに収まっており、豊田自動織機公開買付価格は、豊田自動織機株式の本源的価値を相応に反映しているという評価が可能であること、③豊田自動織機公開買付価格は、(i) 豊田自動織機公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年 1 月 13 日の東京証券取引所プライム市場における豊田自動織機株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の各単純平均値、(ii) 2025 年 6 月 2 日の豊田自動織機株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の各単純平均値、(iii) 憲測報道前の 2025 年 4 月 25 日時点の東京証券取引所プライム市場における豊田自動織機株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の各単純平均値のいずれの株価に対してもプレミアムが付されているとの評価が可能であること、④豊田自動織機買付者プレスリリースの公表によって豊田自動織機公開買付けのスキームや条件等の詳細が明らかになった後、他の潜在的な買収者にも対抗提案を行うことが可能な環境を構築され、間接的なマーケット・チェックが実施されたと評価できるところ、豊田自動織機公開買付けに競合する提案若しくは修正・取下げを求める提案はなされなかつたこと、⑤豊田自動織機及び豊田自動織機の特別委員会も、2025 年 6 月 3 日時点における判断を変更し、18,800 円という豊田自動織機公開買付価格で行われる豊田自動織機公開買付けについて、株主に対して応募推奨をする旨の判断に変更していることが認められる。

したがって、18,800 円という豊田自動織機公開買付価格は公正な価格と評価でき、当社の犠牲の下にトヨタ不動産又は豊田氏が不当に利益を得ることにはならない取引条件といえる。

よって、豊田自動織機自己株式取得の条件の妥当性も認められる。

以上からすれば、当社関与取引における取引条件の妥当性は確保されているといえる。

Ⅲ. 質問事項③（当社関与取引の手続の公正性）について

当社において講じられた公正性担保措置は以下のとおりである。

- ① 本諮問委員会の設置及び本諮問委員会からの答申書の取得
- ② 本諮問委員会における独立した法律事務所からの助言
- ③ 本諮問委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得
- ④ 本諮問委員会の交渉への関与

- ⑤ 当社における独立した法律事務所からの助言
- ⑥ 当社における独立した第三者算定委機関からの株式価値算定書の取得
- ⑦ 当社における独立した検討体制の構築
- ⑧ 情報開示の状況

以上の公正性担保措置は、全体として有効に機能したものと評価できる。

具体的には、当社関与取引に際しては、全体として有効に機能すると評価できる適切な公正性担保措置が講じられ、当社の企業価値を高めつつ当社にとってできる限り有利な取引条件で当社関与取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保されたものと評価し得る。

また、本出資の取引条件の交渉プロセス及び本自己株公開買付価格の上限に関する交渉プロセス、並びに当社関与取引に係る取引条件の交渉プロセスは合理的であり、公正性を害する事情は見当たらない。

以上からすれば、①当社関与取引における公正性担保措置は全体として有効に機能したことが認められ、②当社関与取引に係る取引条件の交渉プロセスも適切に執行されている。したがって、当社関与取引においては公正な手続を通じて当社の利益への十分な配慮がなされているといえる。

#### IV. 質問事項④（当社関与取引実施の是非）について

上記で検討してきたとおり、2025年6月3日時点から変更された点を踏まえても、当社関与取引の実施は当社の企業価値向上に資するものであり、当社関与取引の目的は合理的であると認められ、また取引条件の妥当性及び手続の公正性についても認められる。したがって、本諮問委員会は、当社取締役会が当社関与取引を行う旨の意思決定をすることは妥当であると考える。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,691円を上回る場合には2,691円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円）に変更すること、及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円（上限）と変更すること等を決議いたしました。

<中略>

本自己株公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、当社が2025年11月5日に公表した「2026年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「2026年3月期第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年9月30日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物。以下、手元流動性の計算において同じとします。）は8,112,922百万円（手元流動性比率は2.0ヶ月）（注4）であり、本自己株公開買付け

の買付け等に要する資金（4,341,295百万円）に充当した後も、手元流動性は3,771,627百万円（手元流動性比率は0.9ヶ月）（注5）になると見込まれ、当社の手元流動性は十分に確保できることから、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

(注4) 2026年3月期第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、2026年3月期第2四半期決算短信から計算される月商（2026年3月期第2四半期累計連結営業収益を6ヶ月で除した数をいいます。以下同じです。）により除した値（小数点以下第二位を四捨五入。）です。

(注5) 2026年3月期第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在における当社の連結ベースの手元流動性から本自己株公開買付けにおいて買付け等に要する資金を減じた値を、2026年3月期第2四半期決算短信から計算される月商により除した値（小数点以下第二位を四捨五入。）です。

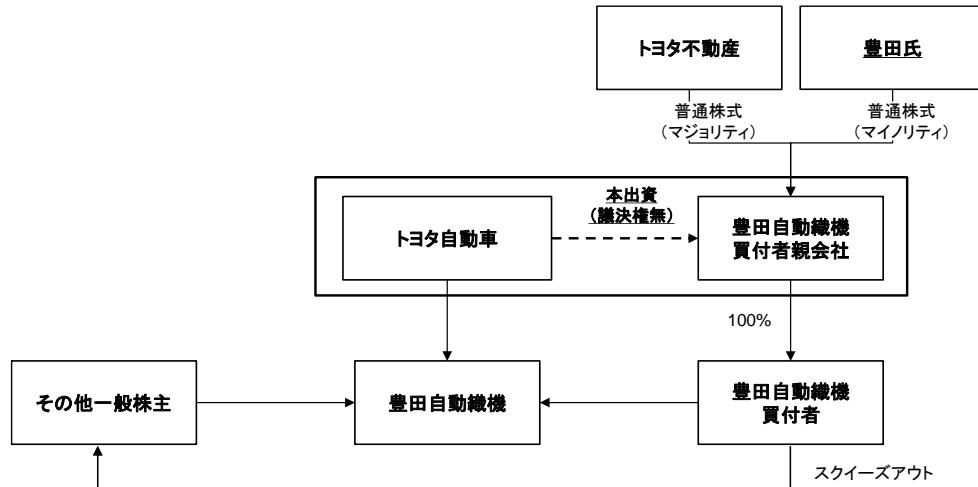
＜中略＞

なお、全体スキームの中で当社が関与する取引は、①本出資（無議決権優先株式8,000億円、優先配当率年率8.6%（複利））、②本自己株公開買付け、及び③当社所有豊田自動織機株券等を豊田自動織機公開買付けに応募せず、豊田自動織機自己株式取得に応じて売却する取引となります。①は、物流ソリューション事業をはじめとする非自動車領域の成長分野を持つ豊田自動織機の非公開化をサポートするために当社に蓄積してきた潤沢なキャッシュを投下するものであり、長期目線で豊田自動織機の競争力強化、価値向上を支えることでトヨタグループ全体の企業価値向上にもつながるものと考えております。その結果、当社として、事業面でのリターンと、出資形態を優先株式とすることによる経済面でのリターンを確保できるものと考えております。また、②は、本取引全体を検討する中で、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却が必要となる可能性を、当社より豊田自動織機に連絡いたしました。その後、豊田自動織機より当社普通株式の売却を含めた本取引全体に関して、前向きに検討する旨の回答があったことから、更に検討を進め、一般株主への影響を最小限に抑える観点から選択されたものであり、現時点では公開買付価格は未定ですが、価格算定式の採用とディスカウント率の設定により当社株主への配慮も十分になされていると考えております。また、③は、トヨタグループ各社の持合い解消の推進という意味合いに加えて、豊田自動織機自己株式取得の取得価格として、当社にみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、仮に当社が豊田自動織機公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と豊田自動織機自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等となる金額が設定されていることから、当社所有豊田自動織機株券等について豊田自動織機公開買付けに応募した場合と実質的に同等の経済的利益が得られるものと考えております。

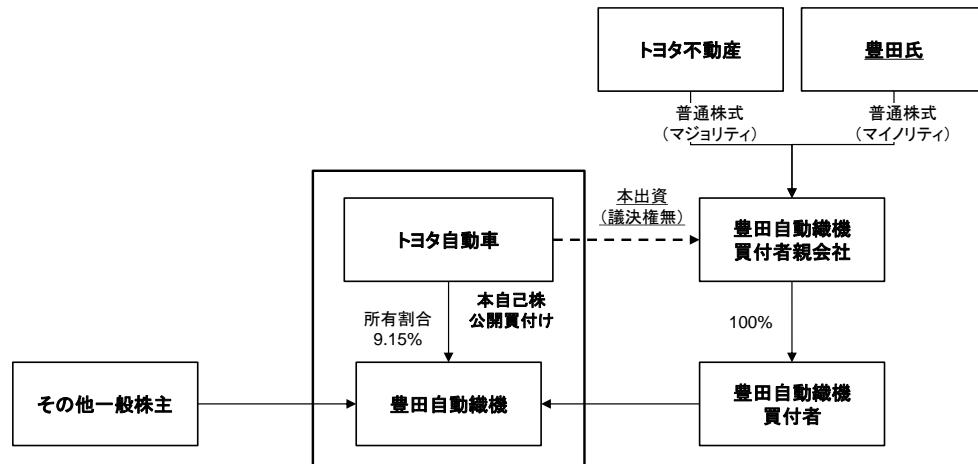
＜中略＞

ご参考までに、各当社関与取引の概念図を以下に示しております。

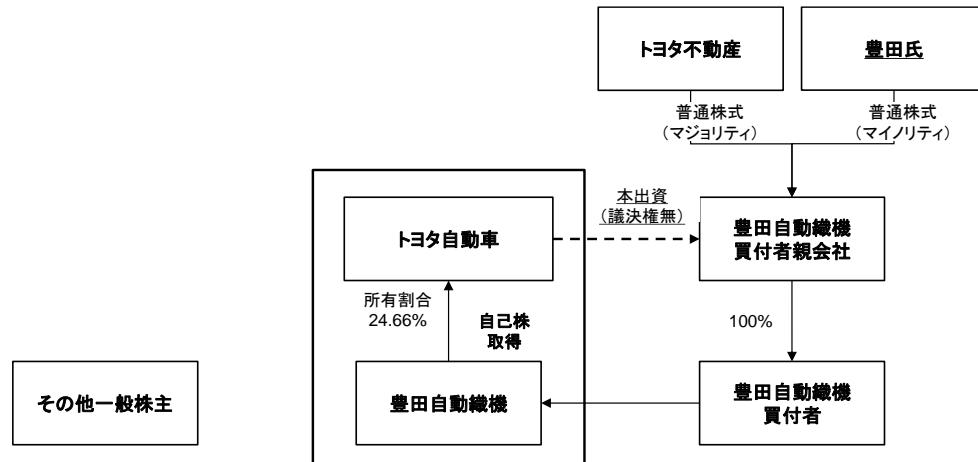
取引① (2026年2月中旬 (予定))



取引② (2026年2月中旬 (予定))



取引③ (未定)



<後略>

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(変更前)

### (1) 決議内容

株券等の種類	総 数 (株)	取得価額の総額
普通株式	1, 192, 331, 020 株 (上限)	<u>3, 208, 562, 774, 820</u> 円 (上限)

<後略>

(変更後)

### (1) 決議内容

株券等の種類	総 数 (株)	取得価額の総額
普通株式	1, 192, 331, 020 株 (上限)	<u>4, 341, 277, 243, 820</u> 円 (上限)

<後略>

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

(変更前)

本自己株公開買付けは、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として、その後実務上可能な限り速やかに実施する予定であり、本日現在、当社は、2026年1月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

<後略>

(変更後)

本自己株公開買付けは、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として、その後実務上可能な限り速やかに実施する予定であり、本日現在、当社は、2026年2月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

<後略>

### (2) 買付け等の価格

(変更前)

未定

(注) 上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、当社は、本日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付価格を、1株につ

き、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が2,691円を上回る場合には2,691円）とすることを決定しており、正式には、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて決議する予定です。正式な本自己株公開買付価格については、決定し次第、速やかに開示いたします。

（変更後）

未定

（注）上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、当社は、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、1株につき、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が3,641円を上回る場合には3,641円）とすることを決定しており、正式には、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて決議する予定です。正式な本自己株公開買付価格については、決定し次第、速やかに開示いたします。

### （3）買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

（変更前）

当社は、本自己株公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、2025年5月23日、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、トヨタ不動産を通じて、豊田自動織機に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するために、2022年5月から2025年4月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例

（以下「参考事例」といいます。）77件を確認しております。参考事例77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例66件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度（10%を含みます。）が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本自己株公開買付価格を

最終的に決定する取締役会決議日の前営業日から遡る過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間よりも短期間である、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額とすることが合理的であると考え、決定いたしました。その結果、2025年6月2日に、トヨタ不動産より、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間で、当社が当該条件にて本自己株公開買付けを実施する場合、豊田自動織機が本日現在所有する当社普通株式1,192,330,920株（所有割合：9.15%）の全株式について、本自己株公開買付けに応募することを合意した旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が2,691円を上回る場合には2,691円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、及び当社取締役会決議日（2025年6月3日）の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が2,691円であったことから、当該価格を本自己株公開買付価格の上限とすること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、豊田自動織機がトヨタ不動産との間で応募する旨の合意をした株式数である1,192,330,920株（所有割合：9.15%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した1,192,331,020株（所有割合：9.15%）を上限とすることを決定いたしました。

#### （変更後）

当社は、本自己株公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、2025年5月23日、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、トヨタ不動産を通じて、豊田自動織機に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するために、2022年5月から2025年4月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例」といいます。）77件を確認しております。参考事例77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事

例66件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度（10%を含みます。）が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。  
なお、当社は、本自己株公開買付けの上限価格の変更に係る意思決定に際して、ディスカウント率についても改めて検討を行い、2023年1月から2025年12月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例（2026年1月時点）」といいます。）89件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例78件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度（10%を含みます。）が64件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。  
また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日から遡る過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間よりも短期間である、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額とすることが合理的であると考え、決定いたしました。その結果、2025年6月2日に、トヨタ不動産より、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間で、当社が当該条件にて本自己株公開買付けを実施する場合、豊田自動織機が本日現在所有する当社普通株式1,192,330,920株（所有割合：9.15%）の全株式について、本自己株公開買付けに応募することを合意した旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年6月3日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が2,691円を上回る場合には2,691円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、及び当社取締役会決議日（2025年6月3日）の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が2,691円であったことから、当該価格を本自己株公開買付価格の上限とすること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、豊田自動織機がトヨタ不動産との間で応募する旨の合意をした株式数である1,192,330,920株（所有割合：9.15%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した1,192,331,020株（所有割合：9.15%）を上限とすることを決定いたしました。

その後、当社は、2025年12月18日付でトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付けを最短日程では2026年1月15日に開始する予定であること及び近時の当社の株価の上昇を踏まえ、本自己株公開買付けの上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始に係る最短日程での公表予定日の前日で

ある2026年1月13日の終値に変更することを検討してもらいたい、との要請を受けました。また、2025年12月23日には豊田自動織機より、近時の当社の株価の上昇を踏まえた本自己株公開買付価格の再検討の申し入れを受けました。当社は両社からの申し入れに関して慎重に検討を行った結果、2025年12月29日付の書面で両社に対して、①豊田自動織機公開買付け及び一連の取引を実現させることは、トヨタグループ全体にとって極めて重要であるが、②現在の豊田自動織機公開買付けの公開買付価格では成立の可能性は必ずしも高いとはいえないことを踏まえ、③豊田自動織機公開買付けの成立可能性を高め、一連の取引を実現するために必要な対応を講じて頂きたく、④豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の見直しを含む対応を行い、一連の取引の実現可能性が高まると合理的に判断できる場合には、本自己株公開買付けの上限価格の変更について前向きに検討すると回答いたしました。その後、当社は、2026年1月8日付でトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付け及び一連の取引の成立確度を高めるべく、豊田自動織機公開買付けの公開買付価格を引き上げて交渉を行っている状況であり、本自己株公開買付けの上限価格の変更を応諾してもらいたい旨の要請を受けました。これを受け、当社は、本諮問委員会の意見も踏まえ、トヨタ不動産が豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の見直しを含む対応を現実に行っており、一連の取引の実現可能性を高めるために本自己株公開買付けの上限価格の変更を行うことは合理的であると考え、2026年1月9日付で、当社の取締役会において必要な決議を行うことを前提に、本自己株公開買付けの上限価格の変更を応諾する旨を回答いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,691円を上回る場合には2,691円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円）に変更すること、及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円（上限）と変更すること等を決議いたしました。

## ② 算定の経緯

### （変更前）

当社は、本自己株公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客觀性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、2025年5月23日、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営

業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいかがわしい価額に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、トヨタ不動産を通じて、豊田自動織機に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するために、2022年5月から2025年4月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例」といいます。）77件を確認しております。参考事例77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例66件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度（10%を含みます。）が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日から遡る過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間よりも短期間である、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいかがわしい価額とすることが合理的であると考え、決定いたしました。その結果、2025年6月2日に、トヨタ不動産より、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間で、当社が当該条件にて本自己株公開買付けを実施する場合、豊田自動織機が本日現在所有する当社普通株式1,192,330,920株（所有割合：9.15%）の全株式について、本自己株公開買付けに応募することを合意した旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいかがわしい価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が2,691円を上回る場合には2,691円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、及び当社取締役会決議日（2025年6月3日）の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が2,691円であったことから、当該価格を本自己株公開買付価格の上限とすること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、豊田自動織機がトヨタ不動産との間で応募する旨の合意をした株式数である1,192,330,920株（所有割合：9.15%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した1,192,331,020株（所有割合：9.15%）を上限とすることを決定いたしました。

(変更後)

当社は、本自己株公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、2025年5月23日、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、トヨタ不動産を通じて、豊田自動織機に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するために、2022年5月から2025年4月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例」といいます。）77件を確認しております。参考事例77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例66件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度（10%を含みます。）が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。  
なお、当社は、本自己株公開買付けの上限価格の変更に係る意思決定に際して、ディスカウント率についても改めて検討を行い、参考事例（2026年1月時点）89件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例78件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度（10%を含みます。）が64件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日から遡る過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間よりも短期間である、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額とすることが合理的であると考え、決定いたしました。その結果、2025年6月2日に、トヨタ不動産より、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間で、当社が当該条件にて本自己株公開買付けを実施する場合、豊田自動織機が本日現在所有する当社普通株式1,192,330,920株（所有割合：9.15%）の全株式について、本自己株公開買付けに応募することを合意した旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年6月3日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディ

スカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が2,691円を上回る場合には2,691円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、及び当社取締役会決議日（2025年6月3日）の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が2,691円であったことから、当該価格を本自己株公開買付価格の上限とすること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、豊田自動織機がトヨタ不動産との間で応募する旨の合意をした株式数である1,192,330,920株（所有割合：9.15%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した1,192,331,020株（所有割合：9.15%）を上限とすることを決定いたしました。

その後、当社は、2025年12月18日付でトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付けを最短日程では2026年1月15日に開始すること及び近時の当社の株価の上昇を踏まえ、本自己株公開買付けの上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始に係る最短日程での公表予定日の前日である2026年1月13日の終値に変更することを検討してもらいたい、との要請を受けました。また、2025年12月23日には豊田自動織機より、近時の当社の株価の上昇を踏まえた本自己株公開買付価格の再検討の申し入れを受けました。当社は両社からの申し入れに関して慎重に検討を行った結果、2025年12月29日付の書面で両社に対して、①豊田自動織機公開買付け及び一連の取引を実現させることは、トヨタグループ全体にとって極めて重要であるが、②現在の豊田自動織機公開買付けの公開買付価格では成立の可能性は必ずしも高いとはいえないことを踏まえ、③豊田自動織機公開買付けの成立可能性を高め、一連の取引を実現するために必要な対応を講じて頂きたく、④豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の見直しを含む対応を行い、一連の取引の実現可能性が高まると合理的に判断できる場合には、本自己株公開買付けの上限価格の変更に関して前向きに検討すると回答いたしました。その後、当社は、2026年1月8日付でトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付け及び一連の取引の成立確度を高めるべく、豊田自動織機公開買付けの公開買付価格を引き上げて交渉を行っている状況であり、本自己株公開買付けの上限価格の変更を応諾してもらいたい旨の要請を受けました。これを受け、当社は、本諮問委員会の意見も踏まえ、トヨタ不動産が豊田自動織機公開買付けの公開買付価格の見直しを含む対応を現実に行っており、一連の取引の実現可能性を高めるために本自己株公開買付けの上限価格の変更を行うことは合理的であると考え、2026年1月9日付で、当社の取締役会において必要な決議を行うことを前提に、本自己株公開買付けの上限価格の変更を応諾する旨を回答いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,691円を上回る場合には2,691円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五

入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円）に変更すること、及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円（上限）と変更すること等を決議いたしました。

（5）買付け等に要する資金

（変更前）

3,208,580,505,720円（予定）

（注）上記の買付予定数の最大数（1,192,330,920株）の全てを本自己株公開買付価格の上限（2,691円）で買付けた場合の買付代金、買付手数料、その他公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

（変更後）

4,341,294,879,720円（予定）

（注）上記の買付予定数の最大数（1,192,330,920株）の全てを本自己株公開買付価格の上限（3,641円）で買付けた場合の買付代金、買付手数料、その他公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

（7）その他

② 本基本契約の締結

（変更前）

当社は、本日付で、トヨタ不動産との間で、（i）当社所有豊田自動織機株券等の全てについて豊田自動織機公開買付けに応募しないこと、（ii）当社が豊田自動織機公開買付けの成立を条件として本出資を行うこと、（iii）当社が当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として本自己株公開買付けを実施すること、（iv）豊田自動織機スクイーズアウト手続の完了後に豊田自動織機自己株式取得に応じて当社所有豊田自動織機株券等の全てを売却すること等を含む本基本契約を締結しております。本基本契約においては、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者設立後、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者も本基本契約の当事者となることが合意されております。

（変更後）

当社は、2025年6月3日付で、トヨタ不動産との間で、（i）当社所有豊田自動織機株券等の全てについて豊田自動織機公開買付けに応募しないこと、（ii）当社が豊田自動織機公開買付けの成立を条件として本出資を行うこと、（iii）当社が当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として本自己株公開買付けを実施すること、（iv）豊田自動織機スクイーズアウト手続の完了後に豊田自動織機自己株式取得に応じて当社所有豊田自動織機株券等の全てを売却すること等を含む本基本契約を締結しております。本基本契約においては、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者設立後、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者も本基本契約の当事者となることが合意されており、その後、2025年6月20日付で、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者が本基本契約の当事者となっておりま

す。

また、当社は、2026年1月14日付けて、トヨタ不動産、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者との間で、本出資における出資条件の変更及び本自己株公開買付けの条件変更等に伴う本基本契約に関する覚書を締結しております。

## II. 自己株式の取得及び消却に係る事項

### 2. 取得に係る事項の内容

(変更前)

<前略>

(4) 株式の取得価額の総額 : 3,208,562,774,820円（上限）

(5) 取得期間 : 本自己株公開買付けは、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として、その後実務上可能な限り速やかに実施する予定であり、本日現在、当社は、2026年1月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。  
当社は、本自己株公開買付期間を原則として 20 営業日とする予定です。

<後略>

(変更後)

<前略>

(4) 株式の取得価額の総額 : 4,341,277,243,820円（上限）

(5) 取得期間 : 本自己株公開買付けは、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として、その後実務上可能な限り速やかに実施する予定であり、本日現在、当社は、2026年2月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。  
当社は、本自己株公開買付期間を原則として 20 営業日とする予定です。

<後略>

以上